

# コーポレート・ガバナンス報告書

2026年2月27日

会社名 アスミホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 谷岡 哲広  
問合せ先 取締役経営本部長 神代 丈生  
TEL 078-742-6682  
URL <https://asumi-hd.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的に企業価値を向上させ、また、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制の確立に取り組んでおります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
谷岡 哲広	3,484,900	99.99

支配株主名	谷岡 哲広
-------	-------

### 3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	11月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	50人以上100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の

利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。

当社グループでは、子会社も含めた全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性（事業上の必要性）等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えるる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	5名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び監査法人は、定期的な会合を持ち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
林田 治彦	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林田 治彦	—	該当事項はありません。	税理士資格を有し、税務及び会計に関する高い見識及び豊富な経験を有しています。客観的な立場から、有益な監査を期待でき、社外監査役に適任と判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	なし
-----------------	----

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っていません。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>取締役会の開催にあたっては、事務局が議案内容や取締役会資料を電子メールにて事前に送付しております。また、必要に応じて議案の詳細についての事前説明を社外監査役に対して行っております。</p>
---

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>イ. 取締役会</p> <p>当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。</p> <p>取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。</p> <p>取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。</p> <p>ロ. 監査役</p> <p>当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。</p> <p>監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。</p>
--

#### ハ. 経営会議

当社は経営会議を月に1回実施し、グループ会社全体の経営に関する重要な事項を共有、議論しております。当社取締役並びに各部門長らで構成され、各社の予実状況報告や新規事業戦略策定、既存戦略の評価等を行っております。また、内部統制に関する事項や人事戦略に関する事項、経営リスクの認識及び対策に関する事項などについても協議し、企業の目的を達成するための戦略的な方針を検討しております。経営会議にて議論された内容を取締役会に上程するとともに、取締役会で決定した事項を各社、各部門へ伝達・指示する機能を担っております。

#### ニ. その他会議体

当社は、その他会議体としてリスク・コンプライアンス委員会及び安全衛生委員会を設置しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、企業のリスクマネジメントの根幹であるコンプライアンス管理体制を整備し、法令遵守のみならず、社内規程、社会のルール・慣習などを含めた「決められたこと」を遵守することでリスクの軽減・予防に努めております。当社代表取締役社長が委員長を務め、当社取締役及び顧問弁護士、グループ会社の総務担当者が委員として指名され、監査役、内部監査担当者はオブザーバーとして参加し、3か月に1回開催しております。

安全衛生委員会は、グループ会社全体の安全衛生に関する諸施策や議案について調査、審議し、関係部署への推進をはかり、労働災害及び健康障害を防止するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としております。当社代表取締役社長が委員長、全総括安全衛生管理者が副委員長を務め、衛生管理者、安全管理者、産業医及び全総括安全衛生管理者によって推薦された者3名が委員として構成されています。産業医による健康管理に関する衛生講和や安全衛生に関する事項を調査、審議をしており、1か月に1回開催しております。

#### ホ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年11月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、櫻井真由美氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名その他7名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

#### ヘ. 内部監査

内部監査は、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、代表取締役社長が指名した

専任の内部監査担当者1名が全部署を対象として実施しております。業務および制度が社内諸規程に準じて運営されているか、企業会計原則に従い公正妥当な会計手続きが行われているか等を監査しております。監査結果は、代表取締役社長および被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

また、内部監査担当者は、監査役及び監査法人と情報共有や意見交換を行い、相互に連携することにより監査の実効性の向上に努めております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

## III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	11月が決算期であり、他企業の3月決算期の株主総会集中日を自動的に回避できています。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項であると考えております。
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用ページを開設し、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役経営本部長を責任者とし、総務部を担当部署としてIR活動を行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「お取引先様行動指針」を制定し、お取引先様とともに社会的責任を果たし、サプライチェーン全体で企業価値向上の実現を目指しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、職務権限規程、職務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部統制機能が適切に働くよう努めており、今後も当社の企業規模に適当な内部牽制機能を維持してまいります。</p> <p>また、企業としてさらなる成長を目指し、継続企業となるためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い企業倫理に従って行動することが必要不可欠であると考え、コンプライアンス規程を周知し、啓蒙活動を行うことでモラルのある行動がとれるよう指導しております。</p>
--

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を定めております。反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対に行いません。また、当社グループ役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示してまいります。</p>
--

V. その他

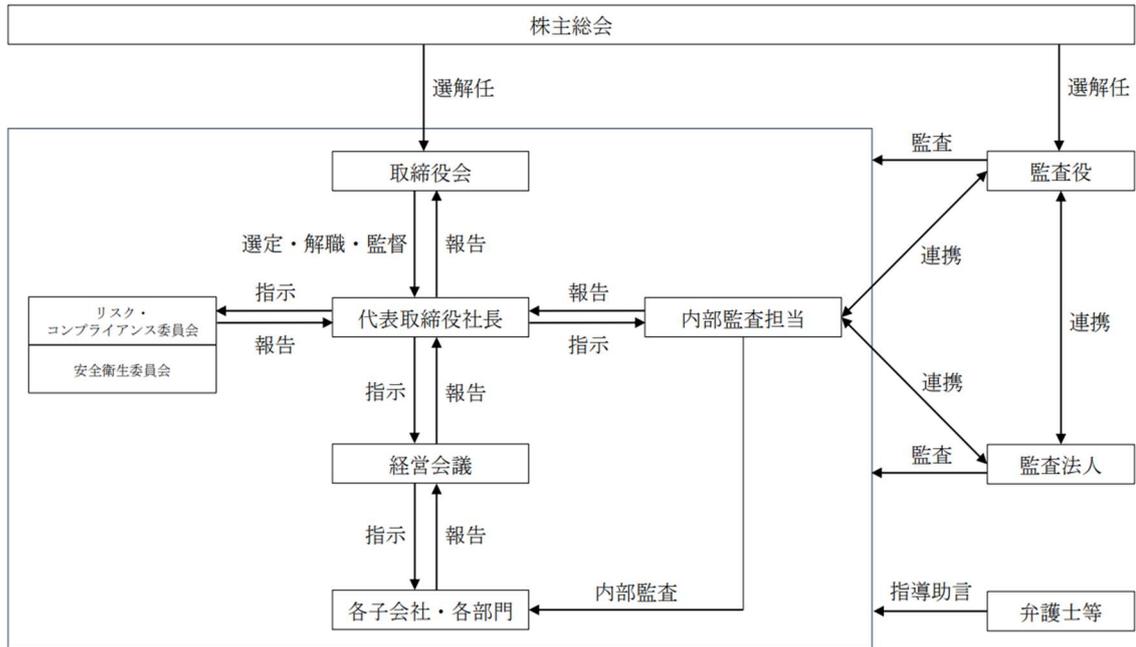
1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入	なし
-------------	----

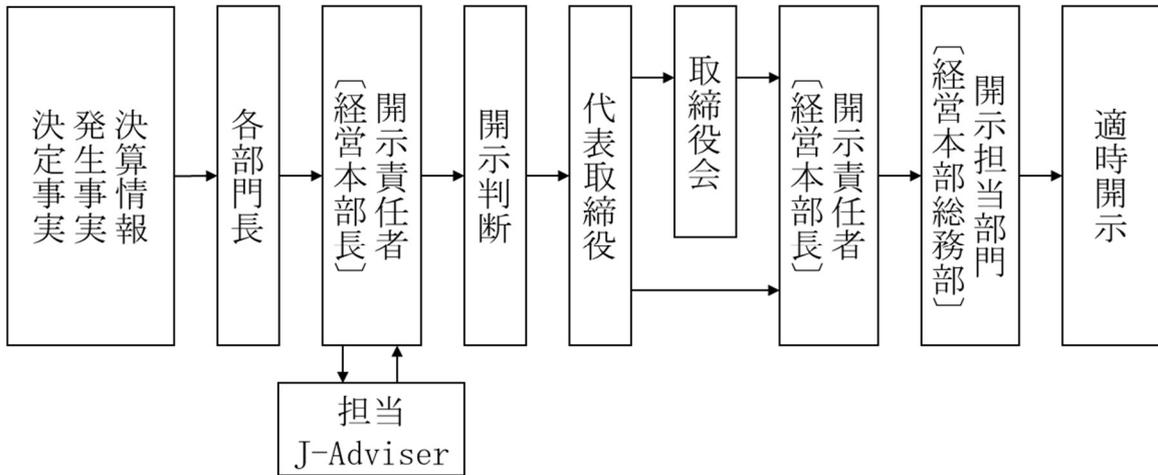
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<p>当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりであります。</p>
--

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上